

# 衆議院総務委員会ニュース

平成26.5.15 第186回国会第21号

5月15日（木）、第21回の委員会が開かれました。

## 1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 橋本 岳君（自民）

補欠選任 理事 山口 俊一君（自民）（理事橋本岳君今15日理事辞任につきその補欠）

## 2 ①行政不服審査法案(内閣提出第70号)

②行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第71号)

③行政手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第72号)

④行政不服審査法案(原口一博君外4名提出、衆法第20号)

- ・新藤総務大臣、上川総務副大臣、松本総務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者原口一博君（民主）及び提出者奥野総一郎君（民主）に対し質疑を行い、①、②及び③について質疑を終局しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 近藤 昭一君（民主）

- ・労働保険審査会における不服申立ての認容率が低いことについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・労働災害に係る不服申立てについて、労働保険審査会においては棄却され、裁判では勝訴した事例を考慮した上で、行政不服審査制度全体の公正性について、大臣の見解を伺いたい。
- ・裁判で勝訴するような事例が、不服申立てで棄却されることがないように制度を検討すべきと考えるが、提出者に見解を伺いたい。

### 福田 昭夫君（民主）

- ・法定受託事務に係る処分等に対する審査請求に関する規定及び審査請求を却下する場合における制度の改善に係る意見に関する規定を、衆法に設けた理由について、提出者に伺いたい。
- ・閣法において3か月とされた審査請求期間を、衆法においては6か月とした理由について、提出者に伺いたい。
- ・自治基本条例における住民投票実施義務違反に関し、是正のための処分等を求めることができないのであれば、このような行政の過ちに対し、住民はどのように対応することができるのかについて、大臣の見解を伺いたい。

### 新原 秀人君（維新）

- ・閣法に規定されている審理員及び第三者機関である行政不服審査会の設置に代えて、衆法では審理官を置くとした理由について、提出者の見解を伺いたい。
- ・審理員は審査庁の職員のうちから指名することから、審理における公正性確保にはおのずと限界がある。再審査請求に係る審理員の指名の在り方について、総務省に見解を伺う。また、公正な審理実現のため、審査請求された処分に関与した者の個人名を秘匿するなど審理手続において配慮することの是非について、大臣の見解を伺いたい。
- ・第三者機関である行政不服審査会の委員等に係る専門性の担保の方策について、総務省の見解を伺いたい。

### 高橋 みほ君（維新）

- ・行政不服審査制度を通じた救済の実効性を高めるために審査の際、審査庁の職員から指名される審理員に何らかのインセンティブを与えるべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・法令に違反する事実がある場合の処分等の求め及び違法な行政指導の中止等の求めを申し出た者に対して、行政庁からの応答義務を規定する必要性について、副大臣の見解を伺いたい。
- ・行政書士が業として、行政不服申立て手続に係る代理人になれるようにすること及び代理できる専門資格の範囲を行政不服審査法に明記することについて、大臣の見解を伺いたい。

## **佐藤正夫君（みんな）**

- ・判断の難しい不服申立人適格について、地方公共団体に対しどのように指導しているのか、総務省の見解を伺いたい。
- ・不服申立ての処理に関し、大臣は地方公共団体へ必要な助言と働きかけを行うとしたが、その具体的な方法について、総務省の見解を伺いたい。
- ・第三者機関である行政不服審査会について、今回の法の施行後に諮問が予想される件数を総務省に確認したい。また、審査会の委員を全て非常勤とするべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

## **塩川鉄也君（共産）**

- ・税務調査におけるいわゆる「再調査」と今回の改正により設けられる「再調査」との相違及び名称を変更する必要性について、大臣及び財務省の見解を伺いたい。
- ・今回の改正において不服申立て前置を見直す際の基準を、行政事件訴訟法の改正において不服申立て前置を見直した際の基準との比較を踏まえながら、総務省に伺いたい。
- ・不服申立て前置に関する基準の更なる見直しの必要性と、そのような見直しに対する総務省の関わり方について、大臣の見解を伺いたい。